平成２５年（フ）第１４９６号
愛知県尾張旭市狩宿町１丁目23番地
破産者　合資会社櫻井電機製作所
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
奈良県五條市西吉野町川岸27番地
破産者　株式会社森商運輸
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所五條支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１０８号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目17番地の３　共同住宅112
破産者　高橋　　渉
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５３９号
大阪府岸和田市荒木町１丁目21番３―302号
破産者　柿花恵理子
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
鹿児島県鹿児島市中山町849番地
破産者　樋之口順一
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２０３３号
横浜市旭区さちが丘３番地４　301
破産者　渋谷　　実
成年後見人　菅　　友晴
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４５号
静岡市駿河区下川原３丁目８番20号
破産者　白鳥　尚江
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７７７号
京都市上京区堀川通寺之内上る下天神町653番地　エクセル堀川601号
破産者　松浦　紀子
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９５１号
京都市左京区上高野東田町14―５田中方、住民票上の住所京都市北区大宮北椿原町49番地
破産者　藤木　建藏
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４４号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科市営住宅３―202、開始決定時の住所京都市左京区高野玉岡町１番地の８
破産者　成田商店こと　成田　嗣郎
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７３号
和歌山県紀の川市荒見604番地52
破産者　中　　伸浩
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１９号
和歌山県岩出市中島993　バルビゾン・Ｉ210号室、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町日置278番地の１
破産者　志原組こと　公文代眞明
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１８６号
広島市東区温品６丁目２番14―６号
破産者　新谷　　誠
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８号
長崎県長崎市勝山町７番地　グランドハイツ勝山705号室、住民票上の住所長崎県平戸市生月町里免1676番地１
破産者　吉永　勝利
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３５号
札幌市豊平区西岡４条１丁目３番１―102号
破産者　向山　陽子
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８２号
仙台市青葉区愛子東５丁目４番25号　第二ＳＤハイツＡ棟１―１、従前の住所仙台市泉区泉ケ丘２丁目19番31号
破産者　吉田　昌則
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２１号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木４丁目４番地13ストロベリー・フィールズ106号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県比企郡鳩山町松ケ丘１丁目４番10号
破産者　石川　民雄
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部